

1 変更理由

(1) 利便性の向上

バス乗車等で手帳を提示する際、手帳を開かずに必要な情報（氏名、顔写真、生年月日、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額等）が見えるようにしました。

また、必要以上の個人情報（住所・電話番号・保護者等）については見えないようにプライバシーに配慮しました。

(2) 耐久性の向上

ビニルカバーの装着により汚損・破損しにくくなりました。

2 千葉市からお願い

様式の変更に伴い、以下の点についてご協力をお願いします。

(1) 判定を受ける方

交付申請及び再判定の際には顔写真（縦4 cm×横3 cm）を用意してください。

(2) 再判定後の留意点

各種減免(有料道路割引証明等)については、再判定後に窓口で押印を受けて下さい。

(3) 新しい手帳への変更時期

次回の再判定後から新しい手帳を交付します。それまでの間、現在お持ちの手帳を引き続き使用できますので、すぐに新しい手帳に変更する手続き（再交付申請）は必要はありません。

なお、次回の再判定よりも早い時期に新しい手帳への変更を希望される方は、平成26年10月1日以降、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課の窓口へ、現在お持ちの手帳と写真（縦4 cm×横3 cm）1枚をお持ちのうえ、再交付申請をすることができます。

3 実施時期

平成26年10月1日以降の申請から変更します。

(お問い合わせ先)

中央保健福祉センター高齢障害支援課	TEL	221-2152	FAX	221-2602
花見川保健福祉センター高齢障害支援課	TEL	275-6462	FAX	275-6317
稲毛保健福祉センター高齢障害支援課	TEL	284-6140	FAX	284-6193
若葉保健福祉センター高齢障害支援課	TEL	233-8154	FAX	233-8251
緑保健福祉センター高齢障害支援課	TEL	292-8150	FAX	292-8276
美浜保健福祉センター高齢障害支援課	TEL	270-3154	FAX	270-3281